

国立大学法人筑波大学における教育研究費の不正防止対策の基本方針

平成 19 年 5 月10日
学 長 決 定
改正 平成26年12月25日
改正 令和 4年12月 1日

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日/文部科学大臣決定、平成26年2月18日・令和3年2月1日/改正)において、競争的資金を中心とした公募型資金である研究費等を適正に管理するために必要な事項が示されたことにより、国立大学法人筑波大学(以下「本学」という。)においては、学長の責任とリーダーシップの下で実効性ある体制を整備することとし、全ての教育研究費を対象とした不正防止対策の基本方針を定め、本学の役員、教職員、学生及び教育研究費の運営・管理に関わる者(以下「構成員」という。)に対し、周知徹底することとする。

1. 責任体系の明確化

(1)国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則、国立大学法人筑波大学財務規則に基づき定めている教育研究費における運営及び管理に係る責任者を体系的に明示する。

(2)全ての構成員は、教育研究費の運営及び管理について本学規則を遵守するとともに、公正性・有効性を考慮の上、教育研究費を執行するものとする。

2. 適正な運営及び管理の基礎となる環境の整備

(1)ルールの一貫化を図るとともに、構成員にとって分かりやすいルールとし、その周知徹底を図る。

(2)職務権限の明確化を図るため、教育研究費の執行に関する権限とその責任を明確にする。

(3)全ての構成員に対し、不正防止対策の理解の促進を目的としたコンプライアンス教育を実施し、受講の機会等に誓約書等の提出を求めるとともに、受講状況を管理監督し、理解度について把握する。

(4)全ての構成員に対し、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図ることを目的とした啓発活動を不正根絶に向けて継続的に実施する。

(5)全ての構成員に対し、本学で定める行動規範や各種ルールを周知徹底し、不正防止に向けた意識の向上を図る。

(6)学内外からの告発等を受け付ける窓口を設置し、不正に係る調査の体制、手続き等を明確に定める。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定及び実施

(1)不正を発生させる要因を把握するとともに、当該要因に対応する具体的な不正防止計画を策定し、当該計画を実施するため、学長の下に教育研究費の不正防止対策推進委員会を置き、把握した

不正を発生させる要因に対応する対策を反映させ、実効性のある内容にするとともに、不正発生要因に応じて随時見直しを行い、効率化、適正化を図る。

(2)教育研究費の不正防止対策推進委員会要項は別に定める。

4. 情報発信及び監査体制の確立

(1)教育研究費の運営及び管理に対する学内外からの相談等に積極的に対応する。

(2)モニタリングを通じて把握された不正発生要因に応じて、監査計画を随時見直し、内部監査の効率化、適正化を図るとともに、内部監査部門と監事及び会計監査人との連携強化に加え、専門的な知識を有する者を活用して内部監査の質の向上を図る。

附 記

この基本方針は、平成19年5月10日から実施する。

附 記

この基本方針は、平成26年12月25日から実施する。

附 記

この基本方針は、令和4年12月1日から実施する。